

個の尊重と学校教育

—子どもの権利に関する公開研究会の記録（3）—

小野 昇平⁽¹⁾ 鍋嶋 正明⁽²⁾ 本山 敬祐⁽³⁾

柴田学園大学生活創生学部こども発達学科⁽¹⁾

弁護士：中林裕雄法律事務所⁽²⁾

岩手大学教育学部附属教育実践・学校安全学研究開発センター⁽³⁾

Respect for the ‘individual’ in School Education

—Record of the public meeting for the study about the Rights of the Child (3) —

Shohei ONO⁽¹⁾, Masaaki NABESIMA⁽²⁾, Keisuke MOTOYAMA⁽³⁾

Department of Child Development and Education, Faculty of Human Life Design,

Sibata Gakuen University⁽¹⁾

Bar: Nakabayashi Law Office⁽²⁾

Center for Research on Educational Practices and School Safety,

Iwate University, Faculty of Education⁽³⁾

Key Words :	個の尊重	respect for the individual
	子どもの権利	Rights of the Child
	スクールロイヤー	School Lawyers
	法教育	law and education

要旨

本稿は2020年11月28日にオンラインで開催した東北女子大学家政学部公開研究会「『個』の尊重と学校教育 5～弁護士の視点から見る子どもの権利と学校～」の記録である。弁護士の視点から提示された学校内で生じる様々な問題の現状と課題について、研究会において議論された関連問題を含めて整理し、社会における子どもの権利保障のために、何が必要で何をしていくべきかの提言を行った。

その結果、体罰やいじめは法律的に見ればいずれも犯罪を構成する可能性が高いことを意識する必要があること、いじめについてはいじめ防止対策推進法にのっとった対応が学校に求められるところ、そこについても法的なアドバイスが求められること、校則については現代の価値観に照らして再考されるべきものもあること、主権者教育や法教育についても課題はありつつも推進していくことが重要であること、スクールロイヤーについてはまだ先進事例が散見される程度であり、どのような活用が最適なのかを今後検討していく必要があることが提言された。

1. 公開研究会の概要

本稿は2020年11月28日にオンラインで開催した東北女子大学家政学部公開研究会「『個』の尊重と学校教育 5～弁護士の視点から見る子どもの

「権利と学校～」の記録である。

この研究会は、子ども一人一人を個人として尊重する、それぞれの子どもたちの「個」を大事にするという観点から、昨今の学校教育にかかわる様々な問題について、参加者とともに考えるため、2018年度から、柴田学園大学生活創生学部准教授の小野昇平と岩手大学教育学部附属教育実践・学校安全学研究開発センターの本山敬祐が企画している公開研究会である¹⁾。本稿にまとめた2020年11月の研究会では青森県内で弁護士として活動される鍋嶋正明氏をゲストに迎え、弁護士の視点から子どもの権利と学校について議論を行った。

本研究会は、公益財団法人青森学術文化振興財団の令和2年度研究助成による助成を受けて実施されたものであり、本研究会で得られた知見は広く社会に公開されるべきものであるため、ここに公開研究会の記録を公開することとした。なお、次節以降、主催者である小野と主報告者である鍋嶋弁護士の発言については記名で、意見交換における参加者のコメント等については、参加者氏名を伏せて、文末中による補足説明および話の流れを大きく変えない程度の修正を除き、そのまま文字起こししたものを掲載することとした。

2. 弁護士が見る子どもの権利と学校（鍋嶋）

（1）教育を受ける権利

最初に、学校における子どもの権利についてお話をさせていただきたいと思います。いくつかの切り口から説明できると思うのですが、一つは教育を受ける権利および学習権についてということで、これは憲法、教育基本法等で規定されています。こういったところについては、旭川学力テスト事件など、教育を受ける権利や学習権に関する訴訟は昔から行われてきました²⁾。

この話については、私はそういった事件を取り扱っているわけでは普段ないので、そこはむしろ教科書的に理解していただいた方がいいかなと思います。そこで今回はむしろそこから先のこと、いつどういったところで法的な問題が生ずるかの方を詳しく説明していきたいと思います。

（2）学校と「犯罪」

まず、実際、学校で生活していく上で、刑事事件になるようなあるいは犯罪になるようなことが行われてしまうことがあります。刑事的な法律によって、例えば暴行罪だったり傷害罪になったり、こういったものに当たるものもある。実際そういうことが発生したときには、それは本来刑事的な処罰を受けるべきものということになります。逆に言うと、「犯罪になる」ということによって、そういうことが起こらないようになっていると考えることもできます。

①体罰

体罰については学校教育法で禁止されていますですが、昔から体罰に関する事件は数多く起きていたと思います。特に昔は、部活動等で殴つていうことを聞かせるのは当たり前だっていう時代もあったと理解しているところです。最近はこの点については権利意識が高まってきていて、少なくなってきてていると思われます。

ただそうは言っても、新聞やテレビ等を見ていると、教師や教員が殴つてけがをさせたという事件、傷害になっている事件が、実際、全国的に見ていくと1ヶ月に数件は少なくとも報道されているように思います。学校で児童生徒に手を出してしまってどうなるかということについては、まず暴行罪です。これは刑法208条に規定があります。暴行というのは、最高裁の判断によれば、人の身体に対する不法な攻撃方法一切を言うことになっています。昔の裁判例、裁判所の判断として、例えば人に塩を投げつけるのは暴行罪かという判断がされたことがあります、これは暴行罪に当たるという判断になりました。そういう意味で、暴行罪のハードルはかなり低いとされています³⁾。

傷害罪というのは何かというと、これも最高裁の判例で、これは「他人に対する暴行により、その生活機能に障害を与えること」と解釈されております⁴⁾。暴行によって人を怪我させた場合には傷害罪になるわけです。ですので、ちょっとした打撃、殴つてしまったり、蹴つてしまつてけがをさせてしまうと、これはもう傷害罪になってしま

うわけです。けがというのはだいたい全治 10 日ぐらいですけど、それを超えるような結果が生じれば、例えば擦り傷であったり、打撲であったりでも、やはり傷害罪に当たってしまうということです。ですので、先生方が手を出して、あるいは児童生徒間で、実際暴力事件が仮に発生してしまえば、そういう暴行罪や傷害罪に当たる可能性があるということです。

最初にちょっとお話しした通り、以前はこういった問題についても、教員の社会的地位の影響もあったと思いますが、見逃されてきた部分はあると思います。しかし近年では、権利意識が高まっていることや証拠技術の発展もあります。例えば携帯のカメラで写真を撮られたり、撮ったりすることもできるわけです。そういった点で、暴行罪や傷害罪については、体罰の話も含めてさらに厳しく捉えられる状況になってきていると思います。

いずれにしても、昔からこれはなくならないものですから、暴行罪や傷害罪になることによって、暴力は絶対いけないということになるので、これはある意味子どもの権利が守られているというレベルでも理解できるということになります。

②児童生徒間の誹謗中傷

その他、脅迫罪や強要罪というものもあります。脅迫罪、例えば他人に「いうことを聞かないと殴るよ」と言ったりするのも脅迫罪にあたる可能性があります。このように犯罪に該当するようなことは実際に学校あるいは児童、生徒間で行われてしまうことはあるんですよね。

あとは多いのは名誉毀損かなと思います。名誉毀損は、刑法 230 条に規定されています、刑罰は、3 年以下の懲役もしくは禁錮または 50 万円以下の罰金とされていますけど、名誉毀損というは「公然と事実を適し、その名誉を毀損すること」を言います。「公然」というのは不特定または多数人が認識しうる状態で⁵、ですから数人に対して、「事実」つまり具体的なことを言って⁶、「名誉を毀損する」つまり社会的評価を低下させるということです⁷。

例えば、いわゆるネット掲示板に書かれていることは名誉毀損になるものも多いと思います。そういうネット掲示板では日常的に名誉毀損が成立していると思います。また最近よくある話としては、生徒間の、クラスや部員の多くが入っている LINE などで 1 人のお子さんのこと、生徒のことについて、名誉毀損が行われるということはあります。これもれっきとした犯罪になるわけですね。

名誉毀損については、昔はやはり、言った言わないということになって、証拠がないからこれは罰することができない、あるいは損害賠償請求として民事事件にならないということがありました。ところが、技術が発展していて、掲示板に書き込んだり LINE に残したりしたものは、これは証拠として残るわけです。

名誉毀損では警察はなかなか動きませんが、実際書き込みを複数回しただけで捕まっている人もいますし、あるいは複数回書き込んで罰金になります。さらに繰り返していくと懲役で、普通の裁判になるということがありました。ですので名誉毀損については、これは日常的に、児童生徒がまさにさらされているところではあると思います。

ただし問題は、LINE などによるいじめだとなかなかこれは判明しにくいところがあって、県内でも、名誉毀損と言つていいのかをちょっと断定することはなかなか難しいんですけど、それで自殺してしまう子どもがいたりすると理解しています。

名誉毀損やネットでのいじめについては、いかに把握するかという問題を含めて難しい点はあるのですが、このあたりはこれからさらに厳しく考えていかなければいけないと思います。

③性犯罪

あと、やはり学校関係で、よく弁護士として関わる問題としては性犯罪の話が出てきます。性犯罪について特に教師の性犯罪というのが、それなりに起こっています。同じその学校の生徒、児童生徒に対するものっていうのは、捕まった先生方

の半分以下でもあると思いますが、ただ犯罪として立件されることもあります。

ただ、被害者の方はその被害について言えないことも当然ありますから、これは実際に明らかになっている数よりは多いと思います。さらに14歳未満の方に対するものについては、これは同意の有無にかかわらず犯罪になりますし、これらが、それぞれ犯罪になることによって、これはそういう行為に及ぼない、そういうことをしないということになってくると思います。最初に申し上げたように、権利意識の高まりであったりとか、あるいは科学技術の発展や証拠の確保という点で、これもどんどん事件化されるようになってきているところです。

(3) いじめ問題と法

続いていじめについてです。私は弘前市のいじめ防止等対策審議会の委員を3年ぐらい前から務めています。それで日常的に年に3回ぐらい、いじめについての会議、各学校の取り組み状況やいじめの改善をどの程度しているかっていうことの報告を受けるようなそんな会議に出ています。市内の小中学校の状況を聞いたりしています。

いじめについてはいじめ防止対策推進法が制定されています。平成25年制定の法律です。全部で35条、附則が20条ぐらいなので読むことはそんなに大変な法律ではないですね。この法律で大事な点の一つとしては、いじめについて定義しているという点です。いじめの定義については、皆様ご存知の通り、昔から変わっているところはありますが、いじめとは何かというについてはこの法律の2条1項に書かれています。児童等に対して、結局、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定められています。こちらから、本人が心身の苦痛を感じていればいじめになるということです。同条には物理的云々と書かれてありますけど、心身の苦痛を感じているかどうかというところがまさにメルクマールということになります。

そしてこのいじめの問題については主に次の点が問題になると私は思っています。一点目として

は、いじめについては、やはり発見の困難さというところは非常にあると思います。いじめには色々な種類のいじめがありますけど、一番やはり重大なのは、先ほど申し上げたような犯罪に当たるようないじめです。暴行罪や傷害罪にあたるいじめ、これはあるわけです。さらには、名誉毀損罪に当たることもあります。先ほどのLINEでの話とか、そういういじめもやはりあるわけです。または脅迫罪にあたるようないじめ、あと窃盗罪であったりとか、あるいは器物損壊に当たるようなもの、被害児童生徒の物を隠してしまったり壊してしまうようないじめもあります。それからあるいは無視とか、そういういじめもあります。仲間外れとかも、これは犯罪となるかというと、それはそうとは限らないとは思いますが、さっきお話したように心身の苦痛を感じるかどうかの問題なので、いずれにしても、こういうものもいじめに該当すると思います。

しかし、いじめについては発見の困難さということが問題となります。一度いじめになるとこれは継続されるので、早期に発見して対応することができれば、深刻化する前に防げると。いじめはどんどん繰り返してどんどん深刻化していくものと理解されているところもあって、やはり早期発見等や未然防止が大事だと考えられます。しかし、携帯電話を使ってやるようないじめというのは発見されにくく、深刻化しがちです。まさに現代社会の問題だと思いますが、こういうところが問題です。

また、実際いじめの認知件数として、小学校や中学校でいじめをどのぐらい認知しているかというのはそれぞれ統計的に出てきています。特に県内でも重大事件が起きたりして、認知をなるべくするようにという方針になっている、全国的にそういう方針になっているわけですが、結局、認知がゼロと報告する学校もやはりあります。中学校もあるわけです。そしてこの認知がゼロということについてどう評価するかという問題があります。認知がゼロというのは、本当にゼロですかということです。

いじめというのは、大なり小なりどこでも発生する話だと理解される、これはゼロにはできないと理解できるので、そうすると認知がゼロという学校は何をやっているんだということになると思います。逆に認知件数が多い学校についてどう評価するかというのは、非常に難しい問題であると思いますけど、熱心に取り組んでいるからそうなのか、あるいは実際にいじめがたくさん起きているからそうなのかというのは、なかなかわかりにくい話だと思います。

ただいざれにしても、なるべく認知していく、それにちゃんと取り組んで解消するという取り組みが望まれるわけで、そういったところがどのくらいできているかについて、なかなか学校間に格差、あるいは温度差があるのかもしれない感じています。

あとは重大事態への対処という問題です。やはり弁護士として、自分がいじめと関わるとするとのあたりになりますが、重大事態がいざ発生したときに、これを調査して、原因を明らかにしていくという作業が必要になります。その作業について、昨今、第三者委員会を設置して、当事者とは関係なく、基本的に市町村とも関係ない、県とも関係ないような委員を選んで、その第三者委員が、いじめの有無、発生の原因、あるいは結果が発生している場合には重大な結果が発生してしまっているわけですので、その結果との関係について調査を進めていくことになります。その第三者委員としてはやはり弁護士であったり、あるいは医師であったりとか、医師っていうのは精神科医であったり、そういった専門的な医師が入って事実関係とかを調べていくわけです。

この第三者委員会について、どうしてもその被害者の方の意向も強いところで、調査をいかにするかという点についてはいろいろ議論されています。第三者委員がやることとしてはいじめの発生の有無については、いじめというのは先ほどお話しのようにご本人が心身の苦痛を感じるものであるとされているので、いじめ自体が認められるることは当然多いわけですが、その上でいじめがあつ

たとして、それがいかに結果に結びついたかというところが、なかなか表現を含めて難しい点あります。

もちろん条件関係といって、いじめがなければ死の結果が発生しなかったということは言える。ただし、民事的な因果関係という、つまりそれによってまさに社会通念上そうなるっていうと評価できるかという問題が出てきます。ただ一般に、そこまで調査せずに関連付けで終わることも多いという理解しています。あくまでも民事裁判の目的ではなく、目的は事実究明ではあるので、そうなっているところです。ただいざれにしても第三者委員会の調査については、そういった難しい問題があるとされています。

（4）校則と法

次に校則についてですね。校則の性格については、これはなぜ学校が校則を制定できるのかという点は、校則の法的性格としていろいろ言われています。特別権力関係説⁸、部分社会の法理⁹などと説明されることもあります。いざれにしても校則というものが存在するということは否定はできないし、一定の存在意義はあるわけです。なかなか子どもたちがたくさん集まる以上は、何かルールを作らなきゃいけないという、必要性もあると思うんです。ただ、この校則について今までかなり厳しめの校則がありましたけど、これどうなのかということは、やはり最近言われています。価値観の多様化であったりとか、あるいは人種の多様性、特に都会の方ですと外国人の方がいらっしゃって、習慣が違うわけです。あるいはLGBTの関係、服装とかの関係でいくと、こういったところがやはりシビアになってくる。ですから校則については、これから果たしてそれでいいのかなというところも出てくると思います。

（5）法教育、主権者教育

続いて法教育、主権者教育というところにちょっと話を移したいと思います。弁護士として関わる法教育、主権者教育、こちらは日常業務ではないんですけど、学校で法教育をするというのは、児童や生徒が自ら法的な物の見方や考え方を身に

つけていくような、そういった教育、授業をしていくことです。加えて主権者教育。主権者としては、やはり自ら考えて意見を述べていく、そういう物の見方や考えを身に付けていくということを目指す教育です。これらについてやはり今までこういった視点で教育がそれほどなされていなかつたので、やっていくべきじゃないかというのもあって、法務省や文部科学省はこういった取り組みについて、積極に考えているところがあると思います¹⁰⁾。

具体的には、模擬裁判をやってみたり、あるいは模擬投票あるいは社会的な問題について議論してみたりとかそういうことになってくるのですが、特に主権者教育について問題となるのは、政治的中立性です。これは教育基本法14条2項に書かれていますが、つまりあまり身近な話題、特に政治的な問題については取り上げにくいということです¹¹⁾。この辺り弁護士会的にも問題にはしています。実際、身近なことに即して議論した方がわかりやすいし、役に立つとは思うんですが、どうしても政治的な側面が出てくるとまずいというところがある。政治的中立性を保つべきだというのは当然あるとは思いますが、それがどこまでそうでなければいけないのかというところは難しい問題です。

(6) スクールロイヤー

次に、スクールロイヤーについては、これは2000年代に入ってから、大阪であったり、東京であったりで運用が開始されたものと理解しています。当初は、これらの地区の学校に、法律のアドバイザーとして、いわゆる法律相談として派遣されるような制度がある程度できてきたところから、2018年ごろになり、各市町がスクールロイヤーを事業化し始めたという経緯があります。

スクールロイヤーについては、青森県においてはまだ準備中で、実際、県の方が弁護士会の担当者と協議を始めていますけど、まだ具体的な運用には至っていません。ただ全国的にはスクールロイヤーについて実際に動いてきている地域もあり、特に首都圏であるとするとだいたい動いています。

ただスクールロイヤーとは何をすべきなのかというところはなかなか固まっているものではありません。文部科学省としては「法律の専門家である弁護士が、その専門的知識経験に基づき、学校において法的側面からのいじめ予防教育を行うとともに、いじめなどの諸課題の法律的な解決にも資する学校における法律体制の整備」として、いじめ対策中心と一応当初理解されていました¹²⁾。

そのような趣旨から、例えば一つはいじめ予防授業を行うというといった活動をしているところもあります。一応弁護士会にはこのような授業のメニュー的なものがあって、いじめがいかに重大な結果を発生させるかという点を中心とした授業になります。弁護士としては、いろいろ先ほど申し上げたような刑事事件を経験していることもありますし、あるいは実際いじめがどうして発生するかとか、そういうところを含めて授業をすることになると思います。またよく言われるいじめの4層構造の話なども考えられます。ドラえもんに例えて、傍観している人も含めて責任があるんじゃないのか、といった話ですね。ドラえもんと、のび太がいじめられて、ジャイアンとスネ夫と一緒にやっていて、傍観しているしづかちゃんもこれはいいんですか、それは?といった話をしていくことになるし、あるいは実際に起きたいじめの事例についていかにそれが重大な、思った以上の結果をもたらしているということも話すことができます。軽く考えるかもしれないけど、実際は重大なことになってしまふんですよということを、具体的な事例を通して伝えていくことになります。

そういうところで、いじめ予防授業を含めて、実際にその学校の先生がいじめの諸課題、いじめ等の学校における問題の相談を受け、法的に解決していく、法的にアドバイスしていくことが、まずはスクールロイヤーの役割だという理解されます。実際に、普通、弁護士であるとすると代理人として交渉したり、要するに本人に代わって交渉するのが弁護士の仕事の大きな部分を占めるんですけど、ただ、文科省のモデルとしては、イメー

ジとしては、スクールロイヤーは弁護士自らが表に出るというより先生方にアドバイスをして進めていくというようなそういうイメージです。

ただし、スクールロイヤーの役割はこれに限られないと考えています。例えば、学校における問題でいうと、一つ例えれば実際学校で暴力事件が起きましたと、あるいは友達を殴って怪我をさせてしまいましたというような話が起きたときに、損害賠償はどうなるんですかとか、そういう話もあります。あるいは児童虐待が疑われるケースがあったときに学校でどのように対応するか、そういうようなものもあり得ると思います。また保護者からの度を越した要求に対する対応が大変だというときに、その対策的な話が出てくると思います。そういう意味では、いじめに限らず色々な相談があり得ると思います。

弁護士としては、法的な解決、法律に沿って、その問題解決をするとどうなるかということは当然説明できますし、加えて、我々弁護士は、先ほど申し上げた度を越した要求への対策みたいな事については、普段扱っている問題でもありますので、そういった方に対する対応をどうするかということであったりとか、あるいは事実の調査、ある問題が発生したときに、それがどういう原因で起きているかについての調査をしたりしております。そういう意味では、いわゆる事実認定の話などは得意とするところです。

あとは今の話も含めた「問題解決」ですね。問題解決する上での視点であったりとか、個人情報の取り扱いであったり、あるいはいじめだったら加害者の方の人権という話も出てくると思いますので、そういうところについて、色々な視点からお話しできることもありますので、硬い法律相談というよりはむしろ、法的にどうかという点も含めた問題の解決という視点から、ご相談を受ける形になると思います。

スクールロイヤー制度に関する本質的な問題としては、スクールロイヤーは、誰の立場に立って相談を受けるのかということがあります。これは弁護士としては考えるところです。通常ならばお

金を払ってくれる人の立場に立つのが弁護士の普段の仕事ですが、ただ、学校や教育委員会の代理人ではないと思うんですね。そういう意味では文部科学省と弁護士会とでは、多分見解が違うと思います。弁護士としてはあくまで特に教育委員や市町村の代理ではなくて、結局子どもの最善の利益実現のための学校のサポート役的な形で関わっていきたいところがあると思いますので、必ずしも学校側というか教育委員会側、市町村側の代理人というわけではないと考えています。この点については、文部科学省はそのように考えているのかなと思えるところもあります。

また、先ほどの話とも関係してきますが、どのような弁護士が派遣されるかということとの関係で、民事介入暴力的な視点というものがあります。民事介入暴力とは何かというと、これは伝統的には暴力団対策等による不当要求対策です。最近ではむしろクレーマー対策という側面が強いですが、一般的なお店や企業などに対するクレームやそれに対する対応、こういったことが得意な弁護士を派遣しているところがあります。また、子どもの権利についてもそれを得意としている弁護士が派遣されています。他の県の中には、法教育を得意としている弁護士がそれに加わることもあります。

しかし、クレーマー対策をメインにするような弁護士と、子どもの権利をメインにする弁護士は相談を受けて、実際に出す答えが違うのではないかなども思えます。結局何を求められるんだろうことですね。話を聞いて、何をもって解決とするのだろうということがあるわけです。問題のその根元まで行って、最終的なアセスメント、問題の解決まで取り組むということになるのか、あるいはクレーム対策であれば、とりあえずその保護者が静かになってくればそれでいいと考えるのか、などですね。

いずれにせよ、何をもって解決するかという点を考えていったときには、相談体制はどういった体制になるかということを先に考える必要があります。つまり、本来スクールロイヤーというのは、まさに問題が起きたときに、すぐに相談できると

いうことが大事だと思います。いじめであればなかなか既に深刻化しているときよりは、むしろその前、早い段階でご相談をお受けすることが大事だと思うのですが、あるいは他のクレーマー的な話だとしても、早めに相談受けて早めに対処すれば何とかなるということもあるわけです。

ですので、まず早めに相談できる体制ができるのかどうかという点と、あともう一つ、何をもって解決するかという点と絡んでくると思いますが、継続的に相談を受ける体制ができるかどうか。即応性、すぐに対応できるというところと、あと継続的な相談、それができるかどうかというところの両方の視点から制度を見ていかなければなりません。今後スクールロイヤーその整備していく上で、どういう体制で弁護士を置いてくれるのかというのは非常に大事なになってくる気がします。

ただこのあたり、青森県においてどこまでできるか、あるいは弁護士会としてどこまで対応できるかという問題は今後出てくるのではないかなど思っています。先ほど申し上げたように、スクールロイヤーの制度としては、やり方はいくつかあると思っていますが、いずれにしても、弁護士会から弁護士を派遣して、先生方の相談に乗るというのが基本的なパターンです。ただ、相談内容については、いじめを中心にするのかもしれません、それ以外の、親からこういうその要求が来ているのだけれど、という話もそうですし、あるいは例えだけんかが起きてしまって処理をしたいとか、あるいは損害賠償の件についてちょっとかなり揉めているという話、あるいは、実際に児童虐待が起きているような場合などもあります。あとはその他、不登校の方がいるとかそういういろいろな相談を受けることもあるかもしれません。そうすると、対応する弁護士の能力というのもなかなか難しいところです。

いずれにしても、スクールロイヤーについては現状弁護士会としても、まだ準備中、対応準備中なところがあり、特に県内で実際に行ってはいないので、なかなか見てこないものもありますが、今私の方、あるいは弁護士会的に把握してるとこ

ろは、このあたりが中心になるかと思います。

(7) その他

その他弁護士として他にお子さんたち、児童や生徒と絡む関わる機会がどこにあるかというと、一つには、やはり児童虐待があります。これは児童相談所に今、専任の弁護士の配置を進めたいというのが国の政策であるところです¹³⁾。青森県内だと、今は月に2日か4日、2人の弁護士が派遣されていて、例えば毎週第2土曜日に中央の児相に1人弁護士が行って、そこで相談があれば、各児相、青森であれば児相は6か所ありますから、各児相から担当の職員が来て話をするということです。特に、児童虐待で司法的な措置が必要な事件について、親子を引き離す場合、一時保護とかですね、そういうことをするような事件について、親子を引き離すような必要があるような事件について、アドバイスしたりするわけです。そうなると家裁の審判になるわけですから、どのように証拠を集めてどのように進めていくかという話になってきます。また、当事者側として児童虐待をした、あるいはしている疑いがあるとされる親御さんなりからご相談を受けることもあります。虐待をしたと疑われているけれど、そんなことはしていないんだ、ということもあるでしょう。そういうことに弁護士として関わることもあります。

また、離婚や親権問題もあります。離婚も夫婦だけでなく、場合によってはまさにお子さんの問題になってしまうこともあるので非常に悩ましいところがあります。最近話題として多い話としては、手続代理人の話があります。親権者を決めるときに子どもの手続代理人として弁護士が参加することができるというものです。それはお子さん自身の代理人としてそのお子さんの意向を、離婚事件や親権決定の際やあるいは面会交流の事件、その離婚して別居するけれど、別居している親が子どもと面会することを求めるような事件で述べるというものです。この場合、場合によっては調停とか審判になりますが、そういう事件で手続代理人として弁護士を選んで、お子さんの代理人

として参加することができ得ます。

ただこういった手続代理人が参加する事件は青森県内では今のところありません。なぜかというと、やはり、弁護士を入れることを望む親があまりいないということです。実際に、弁護士に払うお金を誰が負担するかなどの問題も昔はありました。お金の点は、今は弁護士会の制度もありますが、いずれにしてもこれもあまり進展はしていません。ただ、お子さんの意向をいかに離婚や親権の問題に反映させるかという点は重要ですが難しいところもあります。

あとは少年犯罪ですかね。少年犯罪の件数は、昔に比べるとだいぶ減っています。以前は、それこそ学校が荒れていて、シンナーなどの薬物をやったりして捕まったりする、あるいは暴走行為をしたりして捕まったりする少年がいたわけですけど、今はそういう少年が減ってきていて少年犯罪自体は減っています¹⁴⁾。ただ、やっぱり深刻な事件は県内でも起きていて、未成年者が親を殺してしまうような事件や、あるいは未成年のお母さんが子どもを殺してしまったといった事件があったりするわけです。いずれにしても少年犯罪自体の数は減っていますが、実際にはあるということです。

この関係で、少年法の改正の問題に触れておきます。18歳を超える少年についてどう扱うかは、成人と同様の扱いをしていいかという問題は議論されているところです。法律的には、18歳から20歳までについて、成人と同じ扱いにしないという方向になりそうな情勢で¹⁵⁾ですが、ただ、そうは言っても、成人年齢が引き下がることで、それもそのままというわけにいかないというような流れになっているところです。果たしてそれでいいのかはよく考へる必要があります。

少年法の目的というのはあくまで刑罰を科すということではなくて、まさに更生、立ち直りのための機会を与えるというものです。少年院に送致する場合にも、立ち直る機会を与えるということになっていますので、そのあたり、少年法のいいところを当然残さなければいけません。少年法で

は、18歳や19歳ならば可塑性といってやり直す能力があると考えられています。この年代までは心が固まってないところもあって、そういう観点から、今後少年法がどう改正されるかということは非常に弁護士会としては興味を持っているところです。

3：コメント（小野）

まずは体罰と、それからいじめの問題ですね。体罰にしてもいじめにしても客観的に見ればそれは犯罪になりうるものであるということは、よく考えれば当然のことではあるわけですけど、なかなかそういったことは実際問題としては意識されないというところはあると思います。また先ほどお話の中で、昔と今とで違うのは、やはり証拠が残ることで表に出てきやすくなっているというのは、興味深く拝聴しました。また、先ほど先生のお話されていた、権利意識の向上も、確かにあるのだろうと思います。

また、いじめについても、先ほどのお話であつたところとしては、例えばいじめの結果、自殺をしてしまったという場合に、いじめと自殺の間の因果関係をどれぐらいの強度の因果関係を求めるのかというところですね。いじめがなければ自殺はしなかつただろうけれども、いじめだけが自殺の原因かというとそうでもないというときに、いじめはあったということを認めたとしても、それが自殺との関係を認められるかというのはやはり問題となりますね。

それから校則の問題についてです。今日の話の全体に言えることではありますが、学校というのはある意味パブリックな場所で、そういう場ではプライベートなところは抑えなければいけないというような空気感というのはあるのかもしれないなとは思います。ただそれは本来、学校は教育のための機関なわけですから、そういう学校・教育の観点から必要最低限の制限というものに限られるでしょう。

よくスポーツの世界で、体罰を禁止すると強くなれないじゃないんですけど、叩いたりしてそれを

乗り越えてこそ、限界を突破できるというような考えはあります¹⁶⁾。しかし、先ほど言ったようにその体罰ですか暴言は法律上犯罪で、そもそもは人権を守るためにそういった行為を犯罪として規定しているわけですから、個々人の人権を抑えなければ成し遂げられないこと、そしてまで成し遂げなければいけないことがあるのかというその辺の価値観の問題というのはあるように感じました。

また、法教育や主権者教育のところについては、そのあり方も考えなければならないと再確認しました。最近『こども六法』という本¹⁷⁾が、ちょっとしたブームになっています。これと併せて「こども六法すごろく」というものも書店などで販売されています。あれはどちらかというと法律的な知識を身に着けておけば、身近なところで自分を守ったり、役に立ったりするという趣旨のものだそうです¹⁸⁾。そういう意味では、先ほど鍋嶋先生がおっしゃっていた、「自分で考える力をつけよう」というよりかは、もう少し実践的なところなのかなと。このように、法教育については、この『こども六法』のように、そういう実践的な、例えばこれをやつたら犯罪になるとか、こういう場合には賠償しなければいけないとか、そういうルールになっていることを知っておこうというような、そういう類型のものと、どちらかというと問題解決能力の養成みたいなところに重点を置く系統が、これは大学での教育でもあると思っています¹⁹⁾。

それからスクールロイヤーについてはですね、やっぱりその誰の立場に立ってのスクールロイヤーのかというところが問題ですね。例えば文科省としてはとにかくその学校が困っているから、そこに弁護士をつけてサポートしようというようなイメージだったのだと推察しました。いじめの問題についても然りですけれど。ただ先ほど鍋嶋先生がおっしゃったように、その子どもの最善の利益について、または子どもの権利を実現するための学校サポーターだと位置づけると、スクールロイヤーはある種、学校とまた違った意味でのその公的な存在というか、あくまでも中立的な立場か

ら教育の現場での子どもの権利や利益の実現というものをアシストしていくものになるのだと思いました。ただ、スクールロイヤーの派遣元は文部科学省なり教育委員会なりということになるわけですから、そこは実際に派遣された弁護士の先生としては立場が難しいところかなというところが、先ほどのお話でよくわかりました。

またスクールロイヤーが出ていて、何をもつてトラブルが解決されたというかというのは確かに難しい問題だと思いました。先ほどのお話でいえば、例えば実際に暴力的に言ってくる保護者の方がいたときに、そこにその弁護士が学校側の相談に乗って、保護者が暴力的な発言をすることがなくなったとしましょう。このような場合も、それだけでは問題は解決しないわけです。結局その保護者の方と学校の間の意見の食い違いみたいなところがちゃんと解消されてこそ解決というところなのだと思います。そもそも親と学校の間の意見が食い違っているのも子どもをめぐることですから、そこでその本来子どものためにはこうすべきだというものが何かあったとして、そこをその親と学校の間でやり合わせることが必要になってくると思います。そういうところを果たしてどこまでスクールロイヤーができるのかというところが、なかなか難しいなど、お話を伺っていて思いました。

4. 意見交換

<参加者>スクールロイヤーのお話を興味深く伺いました。まだまだ本格的にはこれからというところかと思います。現在先進的になされているところでも、相談業務というのが中心だということだけは思うのですが、お話に出てきた中の法教育に関して弁護士さんたちにサポートしていただくというのがとても実があるなと思いました。

法教育というと学校では社会科が中心というイメージもありますけれども、18歳成年化に向けても広く人権感覚あるいは主権者教育も含めて学校教育の中で法的なリテラシーを身に付けてほしいと思いますので、学校教育のその中にも関わって

いただければ良いかなと思っています。実際にどうするかというはあるかと思うのですが、例えば弘前市、青森市部でそれぞれ何名か先生方が張り付くような形でできればいいなと思っていました。

それからもう一つ。色々な問題が学校で起きると、それを事後的に対応していかなければならぬという状況があるのですが、やはり今回の大きな公開研究会の大テーマが個の尊重ということですね。やはり日本の社会の中で、また学校の中でも先生方も含めてどれくらいこの点について認識を深めるところがやはりまだ課題かと。子どもたち自身も人権尊重ですか憲法学習は社会科の中で大きく扱うんです。でもそれは概念として学んでいても身に付いているのかなというのが不安なところがあります。

また、青森市では子どもの権利条例というのが制定されています。平成24年のクリスマスに公布されたものですけれども、もうかれこれ何年も経っています。札幌市のようなモデルがあつて研究しながら作ったのですが、絵に描いた餅にならないようにということで子どもの権利擁護委員というのを置いています。ですから青森市においては、いじめとか体罰とか様々な問題について弁護士さんも含めて擁護委員としているので、そこで学校の枠を超えて相談できるということになっています。

私はその経験から、県内の他の市町村にも子どもの権利条例的なものがあればよいなと思っています。弘前市にも「子どもの笑顔を広げる弘前市民条例」というのがありますけれども、まず描かない市民の大人の意識がやっぱり変わらないかななど。啓発という意味でも大事かなということでおつほど話させていただきました。

＜小野＞個の尊重ということで、やはり日本というのは伝統的に「私の権利」という意識があまり強くないといったことは昔からよく言われています²⁰⁾。そういったことも、子どもの権利より学校のルールを優先させたりするケースにつながっているのではないかというようなことは感じてはい

ました。

子どもの権利に関しても、なかなかそれをどのようにして実現をさせていくかというところはやはり難しいところはあって。それでもそういう絵を描くところの重要性ということは確かにあるのかなと思います。

＜鍋嶋＞ありがとうございます。学校に関わることがこれまでなかったので、権利意識であつたり自ら考える力について我々弁護士も学校での法教育に協力できれば協力したいですし、教員の権利意識は子どもの権利条例のようなものがあるとやはり変わってくるところがあると思うので、確かにおっしゃる通りだと思います。また、学校のお子さんたちの位置づけ、児童生徒の位置づけや校則の法的性格を考えていくと、やはり学校の統制という形で使われているところがあったと思うので、確かに今はどうなのはあると思います。＜参加者＞確かに社会科では知識として法律や日本国憲法を扱っているのですが、そういう実感、感覚的なことというのではなく教科だけで教えきれない部分は確かにあるなと思いました。子どもたちの人権感覚が養われるのは、裏にはやっぱり教師の側の人権感覚みたいなところもやはり弱いのかなと思います。これは私の主観でしかないのですが、西日本の先生方は部落問題もありますし、やはり青森県や東日本の先生方はそちらの方と比べると人権感覚が少し違うのかなというのは、全国の先生がた集まる場面に行って話をしたりすると感じました。

今日の話を聞いて3点考えたことがあります。1点目は、いじめ問題のことで、どうしてもいじめ問題となると、ある一面をこう切り取ってから話がスタートしていくんですが、深掘りしていくといろんな要素が複雑に絡まつていて。実は今いじめられた子は実は前はいじめていたとか、そういった複雑に絡まっていることを解きほぐしていくことで解決というか事実を明らかにしていくという手続きが必要です。そういうことを考えていくときに、学校の教員も一生懸命頑張りますが、スクールロイヤーとして入っていただくと助かる

のかなと感じました。クレーマーという話もありましたが、いろいろな要求を学校にしてくる方があつたとして、しかしそういう要求もよく耳を傾けていくと一理あるということもあると思いました。学校は前例踏襲主義で来ているところがあるって、確かに今の時代にそぐわないような、そう言わればそうかなと思うこともあつたりするので、耳を傾けるというか、そういう部分も大事なのかなと思いました。

2点目は主権者教育についてです。私も主権者教育や法教育を担う核は社会科だろうとは思っていました、やはり学校教育全体でこれはやるべきかなと思っていました。そこで鍋嶋先生に一つ聞きたいのが、「主権者」の対義語は何なのかというのを聞きたいなと思いました。やはり今の主権者教育によって、自分たちの、例えば学級とか学校を作っていくという意識を子どもたちが持つために、あるいは将来において例えば子どもたちも選挙権を持ったときに、自分の生活を良くしてくれるのが誰なのかということをきちんと自分で判断できる力が付くのかな、と少し疑問を感じました。ここは例えば国語の時間で行った話し合いの仕方を、学級の問題を解決するために学級活動の時間で使うなど、いろいろな教育活動がリンクしていく力がついていくのかな、などと考えていました。いずれにせよ、主権者の対義語はなんだろうなと思いました。

3点目でスクールロイヤーの話が出ましたが、もう一方で子どもの権利というところでいくと、スクールソーシャルワーカーという方も今導入されていこうという動きがあるんですが、その辺どう住み分けしていくかを弁護士さんの立場からどう考えてるのかというのはちょっとお聞きしたいなと思いました。

＜鍋嶋＞難しいですが、主権者の対義語は為政者ということになりますかね。選ばれたもの、ということになるか。まさに立法府ですよね。主権者が自ら選んだまさにその議員なりそういう為政者であつたり、そういったところだと思います。主権者が結局その時々で選挙等を通じて意思を反映

していくわけですが、結局選ばれた者がどういうふうにその動くかというところが出てくると思います。今まででは結局、任せきりにするか特に意識を持たずに選んでいるわけですが、それで良いのかということはあると思います。

ですから、政治は主権者が主役であるべきところを、やはりその今まででは政治家の方々がまさに思うままにやってきていて、特に批判的な意識を持たずに主権者が投票してるだけという感じで行われてきていると思うので、1人1人の方がやはり自ら考えて判断する能力は必要になってきます。主権者として、特に18歳選挙権が出るようになってそこはやはり強調するべきだと思います。無批判的に政策を受け入れるというよりは、一つ吟味する力をもつべきだし、それは色々な考え方があると思いますが、いかに生活について考えていくのか、いかに自分の意見を反映させるかのために、政治というものを学んでいく必要があると思います。

後はスクールソーシャルワーカーについては、スクールロイヤーが法的な問題解決の視点だと思うので、お子さんたちのその心理面等についてはソーシャルワーカーの方でないとできないと思います。我々はそこの専門家ではないので。例えばいじめで傷ついたお子さん的心についてどう対応していくかということについては、我々は専門外であるので。問題解決、特に表面的な解決にならずに根源的な解決をするというのはやはり難しいと思いますが、事実認定を精密にするかによって問題を掘り下げができるので、スクールロイヤーとしては、事実認定とそれについてどう対応するかが主な任務になってくると思います。一方で心のケアに関しては、スクールソーシャルワーカーの方にやっていただくイメージかと私は考えています。

＜小野＞ソーシャルワーカーとスクールロイヤーのところでは、法律というものは基本的にはその問題解決のためのツールであると考えることもできますので、そういう意味では解決できる問題を切り分けて、スクールソーシャルワーカーとスク

ールロイヤーが、連携しながら、その子に関わる問題のどこを分担してやっていくかなのかなど、個人的には思いました。

＜参加者＞「チーム学校」という言葉があるように、私も先ほどのスクールロイヤーについても、一定の規模で何人かの弁護士さん、それからスクールソーシャルワーカーもやはり一定数、学校に入れてほしいと思います。大まかに言うと、やはり国が教育予算をもっと充実しなければ駄目だと私は思っておりまして、学級規模の話も出て財務省はエビデンスがないんだと言っているようですが、それはやってみないとわからないことでもありますので、まずそういう時は実証してみればいいと思います。私は確実に、こういった対策によって今の教師の多忙化の中で負担は減り、問題は少なくなっていくかなと思っています²¹⁾。

＜参加者＞私も常日頃自分の業務の中で子どもの権利について唱えることが多かったりするのですが、今回のスクールロイヤーの話にしても、学校における子どもの権利という部分でいったときに、あくまで土台は学校という場になってしまふなというのは感じながら聞いていました。

私が常日頃関わっている子どもたちはいわゆる学校に通っている子どもたちではあるのですが、その中でも何かしらの障害を抱えている子どもたちと、その何かしらの障害を抱えている子どもたちを育てているご家族の皆さんなんですね。そうなってくると、学校生活の中でという限定された枠組みの中で、私が関わっている子どもたちやご家族の皆さんにとったら、いわゆるスクールロイヤーの方が存在したとしてどの角度で頼ればいいのかというのが最初の課題だろうなと思います。スクールロイヤーが浸透してから、「なるほど」という理解の上で関わることはもちろん可能でしょうけども、日常生活の中でどこかその枠組みの端っこに追いやられてる感がやはり強いなと思いながら今のお話を聞いてました。

逆に言えば、私は弁護士でも何でもないとはいって、子どもやご家族の代弁をすることが多いのですが、もし仮にその立場で今のような議論の中に

自分が身を置いたときに、何を主張してあげられるんだろうというところが悩みの一つだなと改めて実感したところです。そのあたり、例えばいじめや体罰一つとっても、障害を持った子たち同士でもそれはいじめではないのかという状況は起きますし、障害を抱えている子どもたちが日常の学校生活で置かれている立場もしくはクラスの中でのその子の立ち位置やその状況の中に、いじめの要素があるかないのかという議論は実は以外とタブーで、触れられないところであったりします。

これは当該児童がその主張を明確な言葉や態度にできないことも主だとは思いますし、それを周りの先生ですか周りの子どもたちはどういう感覚と一緒に生活をしているかというところまでを掘り下げていかないと、この話が前に進んでいったときに私たち障害を抱えている子どもたちやご家族は多分その議論の中に存在をすることが難しくなるんじゃないだろうとか。勝手な懸念を抱きながら、すごく考えながら今日お話を聞いてました。

＜小野＞障害を持った子が学校でいじめられるとそれは「差別」という言葉でよく表現されますよね。差別をするのもいじめをするのも体罰をするのも、被害を受けているという意味では本質的にはいじめなり体罰なり差別を受ける立場とすれば同じですね。それを何か言葉を変えるからわからなくなるというか。ですから何かその障害を持った方がクラスで差別されても、周りの人たちがそういったことを差別だと感じていないというところもあるのだと思いますが、いずれにせよ「いじめ」とは捉えられないこともあるのかと思いました。

また、先ほどスクールロイヤーのところで子どもの権利や最善の利益のための学校のサポーターとして活動するのが望ましいというような話が出てきたのですが、何が子どもにとって最善であるかはどうしても大人決めるしかないところもある。そうしたときに、その関わる人たちみんながその辺りの意識を共有していないといけないと思います。意識を共有するプロセスの中で価値観の食い

違いがあるのは当然ですが、そこをすり合わせながら、ソーシャルワーカーも、スクールカウンセラーも、スクールロイヤーも、保護者家族も、学校外の障害のある子どものための施設の方もみんなで意思をすり合わせていかないと、その本当にその子にとって良いというところはなかなか見つからないと感じました。

ですから、障害を持った子が学校にいてというところでも、スクールロイヤーの側がその学校の立場に立ってしまえば結局その保護者なり家族からしたらそのスクールロイヤーは敵になってしまいます。逆にものの捉え方というか、結局保護者の方もその学校に対してどのように主張していいかわからないというところはあると思います。そういったときに保護者の方の主張を整理してくれるスクールロイヤーの方がいれば、それは学校の側、つまりその主張を受け取る側にいるわけですけど、自分たちの言っていることを学校側に適切に伝えてくれるのではないかということもあるのかなと。そうなるかどうかも、結局は学校なり教育委員会なり担当する弁護士さんなりがどういうスタンスでその業務に臨むかというところによるとは思いますけれども。

今日の話は、本来は障害を持っている・持っていないということは関係なく、全ての子どもたちに通用する話であるはずです。しかし、確かに今おっしゃってくださったように今日のお話の中から、障害を持った子についての話が少し外に置かれているように感じられるのも事実なのだと思います。そもそも論ではありますが、世の中の制度というものは少数の人たちをあまり前提としないで作られがち²²⁾なので、実際にはスクールロイヤーにしても、いじめ防止対策にしても、建前としては一般的なすべての子どもたちを対象としているというようなものになっていつつ、どうしても主として想定しているのは障害を持ってない子どもたちだと見えてしまうところがあるのかもしれない、個人的には思います。

＜鍋嶋＞いじめの点について申し上げると、やはりいじめをしている、あるいは受けている側に何

らかの障害をお持ちの方がいることもあると思います。それで集団になじめない状況にあったりもするかと思います。ですので、運用の問題は非常にありますし、あるいはどこまでをもってその解決となるのかということはありますが、スクールロイヤーの制度が障害を持っているお子さんを対象にしてないというわけでは全くないと思います。ただ、スクールロイヤーやいじめ対策についても、障害を持っている方がやっぱりこういうところに絡んでくることも少なくないというは理解しています。

＜参加者＞やはり大事であるのは、障害のあるお子さんも含めて子どもの意見を聞くということがプロセスとして絶対不可欠だということだと思うんですね。子どもの権利条約の中で子どもの意見表明権というのがあるわけです。これは特にその日本社会の中ではこれまで顧みられていないかった部分かなと思っていますし、3歳の子どもでも2歳の子どもでも親の離婚の際には家裁調査官などが意見を汲んでいくというようなことに変わっていっております²³⁾。先ほどちょっと紹介した青森市の子どもの権利条例の中にも子どもの意見表明権というのをはっきりと明記しております。

＜参加者＞スクールソーシャルワーカーに関して青森県では教育事務所にいらっしゃると思うのですが、各小学校、各中学校のところまでは今の状況では手が回っていないのが現状なのかなと感じています。本当に限られた勤務条件で活動している方々なので、なかなか本当に現場に来て現場の先生の声を拾ってというところは厳しいのかなという感じはしています。

私は教員以外の人が学校にたくさん入ってくることはこれから大事だし、そういう人たちと教員がうまく繋がっていくことが大事だなと思いました。やはりその中で教員がそういう方々とコミュニケーションをとっていくというのも大事ですし、例えばスクールソーシャルワーカーにはこういうことを相談すればいいんだよ、スクールロイヤーにはこういうことを相談すればいいんだよというような情報整理ができるないと、何でもかんでも1

人の人に言ってしまうようなことがありうるので、そこは学校の職員室の中の課題なのかなと思っていました。

それから最後もう一点だけ、集団になじめない子どもがいることがいじめに関係するおそれがあるという話がありましたが、今は私が感じている実感としてその集団のルールは誰が作ったものなのか、というのは最近強く感じています。

大人の枠、大人が想定しているのはおそらく、普通に教室に来て座っているという想定なのだと思いますが、そうではない子たちも含めてそういう集団の枠というのを作っていくかというのはこれからの中学校教育の課題だなと思っています。

特に GIGA スクール構想、皆さんご存知だと思いますけど、もうタブレット端末が 1 人 1 台子どもたちに渡るようになって、学び方も教室に集まって黒板の方向いてっていう時代ではなくなってきたときに、本当に学校の役目は何だろうなということはこれから教員として我々も考えていきたいなと思っています。漠然としていますけど、きっとそうなってくると、色々な人と関わる力を育てていかなければ駄目なのかなということを考えながら聞いていました。

＜参加者＞今の学校現場では、あるいは今の日本

¹⁾ 第一回、第二回の内容は、東北女子大学紀要 58. p. 39, 58. (2020) に掲載されている。また、第三回、第四回の内容は、東北女子大学紀要 59. p. 63, 79 (2021) に掲載されている。

²⁾ 1976 年の判決において最高裁は、憲法 26 条の教育を受ける権利について、教育を受ける子どもの視点に立った「学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利」、すなわち「学習権」という考え方を全面に打ち出した。最高裁大法廷判決昭和 51 年 5 月 21 日判決。このほかにも、教科書検定の制度や運用の違憲性を争つたいわゆる教科書裁判（最高裁昭和 57 年 4 月 8 日判決、同平成 5 年 3 月 16 日判決、同平成 9 年 8 月 29 日判決）や、学習指導要領の法的拘束力を認めた伝習館高校事件（最高裁平成

の子どもたちは自己肯定感が非常に低いのかなという気がします。先ほど言いましたけど 18 歳で成人となる。これがグローバルスタンダードかどうかは別として、20 歳から 18 歳への引き下げというのは非常に大きいことだと思います。そうするともう高校の先生方はもう本当に待ったなしで 1 年 2 年 のうちにどうやって成人として育していくかということを意識せざるを得ないでしょうし、それは中学、小学校へも波及してきていると思います。やはり学校の先生方も含めて大人が意識をやっぱり変えていかなければならない。少子化と言っておきながら子どもたちに上から目線だけの大人的対応ということでは全く駄目ではないかなと思います。

＜小野＞本研究会も 5 回目となり、毎回、回を重ねるたびに問題が深くなっているわけですが、こうやって繰り返していくうちにその子どもにとって何がいいか、子どもの最善の利益についてみんなで意見を共有していくだけでも、子どもたちにとって望ましい社会に近づいていくところはあるのかなと思っています。本日はありがとうございました。

2 年 1 月 18 日判決）などがある。

³⁾ 福岡高裁昭和 46 年 10 月 11 日判決。また攻撃が人の身体に接触することは必ずしも不要であるとされる。驚かす目的で人の数歩手前を狙って投石する（東京高裁昭和 25 年 5 月 10 日判決）、椅子を投げつける（仙台高裁昭和 30 年 12 月 8 日判決）なども暴行罪の成立を認められる。

⁴⁾ 最高裁昭和 32 年 4 月 23 日決定。

⁵⁾ 最高裁昭和 36 年 10 月 13 日判決。

⁶⁾ 大審院昭和 7 年 7 月 11 日判決。

⁷⁾ 大審院大正 7 年 3 月 1 日判決。

⁸⁾ 特別権力関係説とは、主として公務員の人権制約を正当化するための理論として提唱されているもので、当事者の同意または法律の規定により、特別な包括的主従関係に入ることで、法治主義、

すなわち個別具体的に課す命令・強制・懲戒には個別の法律上の根拠を要するという法律の留保の原則が排斥される、とするものである。渋谷秀樹. 憲法. p. 140. 有斐閣, 2010. これにより、学校・教師に大幅な裁量が認められ、校則制定権もその内容を含め、認められることになるという論理である。

⁹⁾ 部分社会の法理または部分社会論とは、自立的なルールを持つ社会あるいは団体内部の紛争に関して、内部規律の問題にとどまる限りその自立的処理にゆだね、それに対しては司法審査は及ばないとする理論である。渋谷秀樹, 赤坂正浩. 憲法 2 統治[第5版]. p. 111. 有斐閣、2013。その意味では、校則制定権の問題というよりも、校則の内容について学校の外で争うことを否定する性格の論理ということになる。

¹⁰⁾ 例えば、右記答申参照。平成 28 年 12 月 21 日中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」。

¹¹⁾ 教育基本法 14 条 2 項も、身近な政治的問題を取り上げることを禁止するものではないが、これを拡大解釈し、現場が自粛するという問題は指摘されている。総務省の主催する主権者教育の推進に関する有識者会議が平成 29 年に公表した「とりまとめ」においても、「学校教育において現実の政治的事象を扱う際に、公選法上の選挙運動規制との関係や政治的中立性の観点から、18 歳未満の政策討論や、教員による判断材料の提供方法等について、留意する事項が多く、授業でどの程度扱えばよいのかなどの疑義を抱くとの声もあり、授業で扱いにくいと指摘する声もある。」と記載されている。主権者教育の推進に関する有識者会議とりまとめ。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000474648.pdf (2021年9月27日)

¹²⁾ 文科省は 2019 年度の予算案の中で「いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業」を挙げていることからも、文科省がスクールロイヤーをいじめ対策として活用しようとしていること

が窺える。

¹³⁾ 2016 年(平成 28 年)、児童福祉法が改正され、12 条 3 項で、全ての児童相談所に弁護士配置が義務化されたが、2020 年(令和元年)にはさらなる法改正がなされ、都道府県は、「児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、當時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする」(下線筆者)と定められた。

¹⁴⁾ 少年による刑法犯の検挙人員は、平成 16 年以降減少し続けており、令和元年は 2 万 6,076 人(前年比 14.4% 減)であった。令和 2 年版犯罪白書. 第 3 編第 1 章第 1 節参照。

¹⁵⁾ 令和 3 年 5 月 21 日に少年法等の一部を改正する法律が成立(令和 4 年 4 月 1 日施行)し、18・19 歳の者が罪を犯した場合には、その立場に応じた取扱いとするために「特定少年」として、17 歳以下の少年とは異なる特例を定め、18 歳以上の少年(特定少年)のとき犯した死刑、無期又は短期(法定刑の下限)1 年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件について、家庭裁判所から検察へのいわゆる「逆送」を原則化し、逆送決定後は 20 歳以上の者と原則同様に取り扱われ、有期刑の上限が、これまで不定期刑(長期の上限は 15 年、短期の上限は 10 年)とされていたところを、特定少年には、20 歳以上と同様に、最長 30 年以下の範囲で定期刑が言い渡されることとなった。法務省ホームページ「少年法が変わります！」

[\(2021年9月27日\)](https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji14_00015.html)

¹⁶⁾ 村上慧は、「体罰を行う教員は、実は生徒に対して熱心であることが多い。」と指摘する。村上慧、関秀隆. 若手教員が考える「なぜ体罰はなくならないのか」. 明治大学教育会紀要 11 卷. p. 44. 2019.

¹⁷⁾ 山崎聰一郎. こども六法. 弘文堂, 2019.

¹⁸⁾ 「こども六法」公式ホームページにおいても、「この本を通じて正しい法知識を身につけたり、いざという時に自分で自分の身を守る手段として、ぜひ活用して下さい。」と記述されている。

<https://www.kodomoroppo.com/> (2021年9月27日)

19) 少なくとも大学のレベルでは、実生活における有用性に重点を置いた法（学）教育よりも、論理的思考力などの汎用的技能に重点が置かれているものが多い。小野昇平. 一般教育科目としての『法学』科目的新たな教育方法論. 法と教育 vol. 5. p. 95. 2014。

20) このような趣旨の指摘として著名なのは、川島武宜によるものである。川島武宜. 日本人の法意識. 岩波書店, 1967。もっとも、このような日本人の法意識についての認識が正しいかは議論がある。大木雅夫. 日本人の法観念－西洋的法観念との比較. p. 238. 東京大学出版会, 1983

21) スクールロイヤーの導入の背景には教員の働き方改革の一環という側面もあったことを付言しておく。「学校における働き方改革に関する緊急対策」平成29年12月26日文部科学大臣決定。

https://www.mext.go.jp/content/20200210-mxt_zaimu-000004400_1.pdf (2021年9月27日)

22) 一例を挙げれば、2006年に国連で採択された障害者の権利条約の作成過程において、障害者当事者団体を中心に「私たち抜きに、私たちのことを決めないで！(Nothing about us without us)」

というフレーズが繰り返し唱えられていたことは、従来までの障害者福祉政策の決定過程に当事者である障害者の声が反映されていなかったことを表している。山本忠. 障害のある人の参政権保障と権利条約. 井上英夫, 川崎和代, 藤本文朗, 山本忠 編著. 障害をもつ人々の社会参加と参政権. pp. 170-173. 法律文化社, 2011。

23) 現行の家事事件手続法 169 条では、親権にかかる審判を行う際に 15 歳以上の子の意見を聴取しなければならないと定めているが、15 歳未満については規定されていない。児童の権利条約委員会による、日本の第4回・第5回政府報告に関する総括所見においては、「意見を形成することのできるいかなる児童に対しても、年齢制限を設けることなく、その児童に影響を与える全ての事柄について自由に意見を表明する権利を保障し、また、児童の意見が正当に重視されることを確保するよう要請する。」と述べられている。CRC/C/JPN/CO/4-5, para. 21. 外務省による仮訳は、

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100078749.pdf> (2021年9月27日)

(受付:2021年9月29日, 受理:2021年12月18日)